（様式６）

１　情報サイトの構成・運用

|  |
| --- |
| 1. 業務説明書５(１)ア～オに記載の「保育所等情報の更新環境等」の具体的な作成及び運用イメージ |
|  |
| 1. 業務説明書５(１)カに記載の「動画の作成」の履行見通し及びそのスケジュール |
|  |
| 1. 業務説明書５(２)ア・イに記載の「保護者向けサイト」の具体的な作成及び運用イメージ |
|  |
| 1. 業務説明書５(３)ア・イに記載の「求職者向けサイト」の具体的な作成及び運用イメージ |
|  |

|  |
| --- |
| 1. 業務説明書５(２)ウ、５(３)ウに記載の「園見学予約機能」の具体的な実装及び運用イメージ |
|  |

|  |
| --- |
| (6) 情報サイトを運用するにあたり、ターゲットとなる保護者や求職者等に対して、当サイト及び事業を広報する手法や広報媒体のイメージ |
|  |

|  |
| --- |
| (7) 業務説明書５(４)に記載の「オンライン就職相談会」の具体的な開催イメージ |
|  |

（様式７）

２　業務目的・内容の理解

|  |
| --- |
| 業務実施において特に心がけていきたいこと（業務説明書２及び３を踏まえて記入すること） |
|  |

（様式８）

３　法人の業務実績（過去３年間）

|  |
| --- |
|  |

※今回業務と同種・類似業務等を中心に記入すること。

（様式９）

４　業務実施体制

(1)プロジェクト管理者

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 氏名 | 部署・  役職 | 保有資格等 | 担当する予定の  分担業務内容 |
| プロジェクト  管理者 |  |  |  |  |

　※部署・役職については、提案書の提出者以外の企業等に所属する場合は、企業名等についても記載すること。

　※プロジェクト管理者が担当者を兼ねる場合は、その旨を「担当する予定の分担業務内容」欄に記載すること。

|  |
| --- |
| (2) その他のスタッフの体制及び連絡体制について |
|  |
|
|
|
|
| (3) その他運営体制について特記すべき事項 |
|  |

|  |
| --- |
| (4) 情報サイト運用のスケジュール（予定）  　※各園からの情報の収集方法・時期についても記載すること |
|  |
| (5) サイトへの登録等、情報サイトの運用に関する保育所等へのサポート体制（予定） |
|  |

（様式10）

５　ワークライフバランス・障害者雇用及び健康経営に関する取組

該当する□にレ点を入れ、必要書類を添付してください。

(1) 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定

（従業員101人未満の場合のみ加算）

□　策定し、労働局に届け出ている

※「策定し、労働局に届け出ている」を選択した場合、労働局の受付印のある「一般事業主行動計画の写し」を提出すること。（受付印がない場合でも、届出の事実が確認できる場合には加点評価する。）

□　策定していない、又は策定しているが従業員101人以上

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定

（従業員101人未満のみ加算）

□　策定し、労働局に届け出ている

※「策定し、労働局に届け出ている」を選択した場合、労働局の受付印のある「一般事業主行動計画の写し」を提出すること。（受付印がない場合でも、届出の事実が確認できる場合には加点評価する。）

□　策定していない、又は策定しているが従業員101人以上

(3) 次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみんマーク、プラチナくるみんマーク）又は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし）若しくは、青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユースエール）の取得

□　取得している、又は認定されている

※次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受けている場合は、「基準適合一般事業主認定通知書の写し」又は「基準適合認定一般事業主認定通知書の写し」を提出すること。女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし）又は青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユースエール）を取得している場合は、「認定通知書の写し」を提出すること。

□　取得していない、又は認定されていない

(4) よこはまグッドバランス賞の認定の取得

□　取得している、又は認定されている

※「取得している、又は認定されている」を選択した場合、「認定通知書の写し」又は「認定証の写し」を提出すること。

□　取得していない、又は認定されていない

(5)　障害者雇用促進法に基づく法定雇用率の達成

　　　□　障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.3％を達成している。(従業員43.5人以上の事業者)

※「達成している」を選択した場合、ハローワークに提出した「障害者雇用状況報告書（事業主控）」の写しを提出すること。

□　従業員43.5人未満の事業者で、障害者を１人以上雇用している。

※雇用している労働者の定義は「１週間の所定雇用時間が20時間以上で、１年以上継続して雇用される者（見込みを含む）」をいう。

　　　□　達成していない（従業員43.5人以上）又は障害者を1人以上雇用していない（従業員43.5人未満）

(6)　 健康経営銘柄、健康経営優良法人（大規模法人・中小規模法人）の取得、又は、横浜健康経営認証のAAAクラス若しくはAAクラスの認証を受けている。

□　取得している、又は認定をされている。

※「取得している、又は認定されている」を選択した場合、「認定通知書の写し」又は「認定証の写し」を提出すること。

□　取得していない、又は認定されていない。